医薬第1180号 令和3年6月29日

公益社団法人岡山県医師会長

- 一般社団法人岡山県病院協会長
- 一般社団法人岡山県歯科医師会長
- 一般社団法人岡山県薬剤師会長 岡山県病院薬剤師会長

殿

岡山県保健福祉部長

「後発医薬品の安定供給について」の一部改正について

このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局長から通知がありましたので、御 了知の上、貴会員への周知をお願いいたします。

なお、本通知は下記ホームページに掲載しておりますので、念のため申し添えます。

記

アドレス

https://www.pref.okayama.jp/site/361/

医政発 0 6 2 5 第 4 号 令和 3 年 6 月 2 5 日

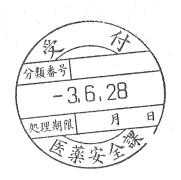
各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

「後発医薬品の安定供給について」の一部改正について

今般、「後発医薬品の安定供給について」(平成18年3月10日医政発第0310004号)を一部改正し、FAXで受け付けていた苦情をメールにて受け付けることとしました。

ついては、別添のとおり、(公社)日本医師会、(公社)日本歯科医師会、(公社)日本薬剤師会に通知しましたので、御了知のうえ、貴管下関係者に対する周知方よろしくお願いいたします。





医政発 0 6 2 5 第 3 号 令和 3 年 6 月 2 5 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

「後発医薬品の安定供給について」の一部改正について

今般、「後発医薬品の安定供給について」(平成18年3月10日医政発第0310004号)を一部改正し、FAXで受け付けていた苦情をメールにて受け付けることとしました。

ついては、別紙様式のとおり改正し、当該通知発出日以後、適用することとしましたので、その取扱いについて遺漏のないよう、貴管下関係団体及び関係会員に対して周知方お願いいたします。



医政発 0 6 2 5 第 3 号 令和 3 年 6 月 2 5 日

公益社団法人 日本歯科医師会会長 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

「後発医薬品の安定供給について」の一部改正について

今般、「後発医薬品の安定供給について」(平成18年3月10日医政発第0310004号)を一部改正し、FAXで受け付けていた苦情をメールにて受け付けることとしました。

ついては、別紙様式のとおり改正し、当該通知発出日以後、適用することとしましたので、その取扱いについて遺漏のないよう、貴管下関係団体及び関係会員に対して周知方お願いいたします。



医政発 0 6 2 5 第 3 号 令和 3 年 6 月 2 5 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

, 厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

「後発医薬品の安定供給について」の一部改正について

今般、「後発医薬品の安定供給について」(平成18年3月10日医政発第0310004号)を一部改正し、FAXで受け付けていた苦情をメールにて受け付けることとしました。

ついては、別紙様式のとおり改正し、当該通知発出日以後、適用することとしましたので、その取扱いについて遺漏のないよう、貴管下関係団体及び関係会員に対して周知方お願いいたします。

(別添)

厚生労働省医政局経済課宛(メールアドレス:genyaku-soudan@mhlw.go.jp)

後発医薬品の安定供給に関する苦情

	年	月	日提出
苦情を申し立てる後発医薬品の名称と製造販売事業者名			
注)製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行うため、必ず個別の品目名及び製造販売してください。	事業	者名	を記載
白 同 の P 台			
だがいっとのような同感があったのかできる成り共体的に記載してください。 			
保険医療機関・保険薬局名、担当者名、連絡先			
注)保険医療機関・保険薬局名を製造販売事業者にお伝えした上で必要な調査及び改善指導で た、必要に応じて経済課より連絡し苦情内容の詳細を聞くことがありますので、連絡先は必要になる。			
に、必要に応じて任用訴より建格し古旧的各の計画を向くことがありよりので、建格元は必らい。	,可以果从		1,700

(参考)「後発医薬品の安定供給について」の一部改正について 新旧対照表

改正後	改正前
別添)	(別添)
厚生労働省医政局経済課宛(メールアドレス:genyaku-soudan@mhlw.go.jp)	厚生労働省医政局経済課宛(FAX:03-3507-9041)
後発医薬品の安定供給に関する苦情 年 月 日提出	後発医薬品の安定供給に関する苦情 年 月 日提出
苦情を申し立てる後発医薬品の名称と製造販売事業者名 注)製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行うため、必ず個別の品目名及び製造販売事業者名を記載 してください。	苦情を申し立てる後発医薬品の名称と製造販売事業者名
	苦情の内容 注)いつどのような問題があったのかできる限り具体的に記載してください。
苦情の内容	
注)いつどのような問題があったのかできる限り具体的に記載してください。	
保険医療機関・保険薬局名、担当者名、連絡先	
注)保険医療機関・保険薬局名を製造販売事業者にお伝えした上で必要な調査及び改善指導を行います。また、必要に応じて経済課より連絡し苦情内容の詳細を聞くことがありますので、連絡先は必ず記載してください。	保険医療機関・保険薬局名、担当者名、連絡先注)必要に応じて経済課より連絡し苦情内容の詳細を聞くことがありますので、連絡先は必ず記載してください。